

○厚生労働省告示第五十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表 第 1 ～ 3 (鑑) 第 1 部 ～ 第 11 部 (略)			別表 第 1 ～ 3 (鑑) 第 1 部 ～ 第 11 部 (略) (新設)		
第 12 部 追 補 (8)					
品 名		規 格 単 位	薬 価 単 位		
<u>(5)</u>			円		
<u>ウゾトラビ錠</u> 小児用 0. 05mg		0. 05mg 1 錠	443. 50		
<u>(世)</u>					
<u>ゼボジアカゾセル</u> 0. 92mg		0. 92mg 1 カゾセル	4, 792. 80		
<u>ゼボジアカゾセル</u> スターターパック		1 シート	12, 313. 30		
<u>(ふ)</u>					
<u>ゾルキンザカゾセル</u> 80mg		80mg 1 カゾセル	6, 636. 10		
注 射 薬		規 格 単 位	薬 価 単 位		
品 名			円		
<u>(ぐ)</u>					
<u>クアルソデ</u> 髄注 100mg		100mg 15mL 1 瓶	2, 788, 883		
<u>(せ)</u>					
<u>ゼツゾバウ</u> ン ド 皮 下 注 2. 5mg アテオス		2. 5mg 0. 5mL 1 キット	3, 067		
<u>ゼツゾバウ</u> ン ド 皮 下 注 5 mg アテオス		5 mg 0. 5mL 1 キット	5, 797		
<u>ゼツゾバウ</u> ン ド 皮 下 注 7. 5mg アテオス		7. 5mg 0. 5mL 1 キット	7, 721		
<u>ゼツゾバウ</u> ン ド 皮 下 注 10mg アテオス		10mg 0. 5mL 1 キット	8, 999		
<u>ゼツゾバウ</u> ン ド 皮 下 注 12. 5mg アテオス		12. 5mg 0. 5mL 1 キット	10, 180		
<u>ゼツゾバウ</u> ン ド 皮 下 注 15mg アテオス		15mg 0. 5mL 1 キット	11, 242		
<u>(た)</u>					
<u>ダ</u> トロウエ イ 点 滴 静 注 用 100mg		100mg 1 瓶	311, 990		
<u>(て)</u>					
<u>テ</u> クベ イ リ 皮 下 注 30mg		30mg 3 mL 1 瓶	216, 930		
<u>テ</u> クベ イ リ 皮 下 注 153mg		153mg 1. 7mL 1 瓶	1, 081, 023		
<u>(ひ)</u>					
<u>ヒ</u> ムペゾジ 皮 下 注 150mg ペン		150mg 1 mL 1 キット	883, 108		
<u>(ふ)</u>					
<u>フ</u> センラ 皮 下 注 30mg ペン		30mg 1 mL 1 キット	351, 731		
<u>フ</u> リ イ ビ ア ク ト 静 注 25mg		25mg 2. 5mL 1 瓶	2, 450		
<u>(る)</u>					
<u>ル</u> ンス ミ オ 点 滴 静 注 1 mg		1 mg 1 mL 1 瓶	83, 717		
<u>ル</u> ンス ミ オ 点 滴 静 注 30mg		30mg 30mL 1 瓶	2, 393, 055		

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬(略) メコバラミン製剤 ベンラリズマブ製剤 マルスタシマブ製剤 ロザノリキシズマブ製剤 別表第九の一の三 注入器加算に規定する注射薬 別表第九に規定する注射薬のうち、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、ペグセタコプラン製剤及びロザノリキシズマブ製剤以外のもの 別表第九の一の五 注入ポンプ加算に規定する注射薬 pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤 ペグセタコプラン製剤 ロザノリキシズマブ製剤	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬(略) メコバラミン製剤 (新設) (新設) (新設) 別表第九の一の三 注入器加算に規定する注射薬 別表第九に規定する注射薬のうち、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤及びペグセタコプラン製剤以外のもの 別表第九の一の五 注入ポンプ加算に規定する注射薬 pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤 ペグセタコプラン製剤 (新設)

附 則

この告示は、令和七年三月十九日から適用する。